

患者に対する相談支援・医療安全対策等の推進

骨子【Ⅱ－１－(1) (2)】

第１ 基本的な考え方

1. がん患者の精神的なケア、抗悪性腫瘍剤の副作用等の管理の重要性が増してきていることを踏まえ、がん患者に対する継続的な指導管理について評価を行う。

「Ⅰ－１－①」を参照のこと。

2. 院内感染対策を推進するためには、院内及び地域の状況を適切に把握することが重要であることから、感染防止対策加算１について現在望ましいとされているサーベイランス事業への参加に関する基準を見直す。

第２ 具体的な内容

1. がん患者から見て分かりやすく納得できる医療を提供するため、がん患者カウンセリング料について、名称を変更するとともに、医師又は看護師が行う心理的不安を軽減するための介入及び医師又は薬剤師が行う抗悪性腫瘍剤の副作用等の管理指導の評価を新設する。

「Ⅰ－１－①」を参照のこと。

2. 薬剤耐性菌を中心とした大規模なサーベイランスとして院内感染対策サーベイランス（JANIS）事業が実施されており、院内及び地域の感染対策に貢献していることから、感染防止対策加算１について、JANIS等への参加を必須にする。

現 行	改定案
【感染防止対策加算１】（入院初日） 400点 [施設基準]	【感染防止対策加算１】（入院初日） 400点 [施設基準]

<p>① 専任の院内感染管理者が配置されていること。</p> <p>② 組織的に感染防止対策を実施する体制が整備されていること。</p> <p>③ 感染防止対策につき、感染防止対策加算2の届出を行った医療機関と連携していること。</p> <p>④ 地域や全国のサーベイランスに参加していることが望ましい。</p>	<p>① 専任の院内感染管理者が配置されていること。</p> <p>② 組織的に感染防止対策を実施する体制が整備されていること。</p> <p>③ 感染防止対策につき、感染防止対策加算2の届出を行った医療機関と連携していること。</p> <p>④ 地域や全国のサーベイランスに参加していること。</p>
--	---

[経過措置]

平成 26 年 3 月 31 日に感染防止対策加算 1 の届出を行っている医療機関については平成 27 年 3 月 31 日までの間、上記④を満たしているものとする。